

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）重要事項説明書

〔令和8年6月1日現在〕

1 事業者（法人）の概要

名称	社会福祉法人川口市社会福祉事業団	所在地	埼玉県川口市大字赤井1055番地
電話番号	048-229-3387	代表者氏名	理事長 池田 誠
設立年月	昭和59年4月1日		

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	川口市通所介護事業所 「芝南れんげそう」	所在地	川口市芝3丁目17番1号
電話番号	048-262-0126	FAX番号	048-487-7190
サービスの種類	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)	事業所番号	1170200578号
通常の実地	川口市 ※実施地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。		

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時まで

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	従業者と業務の管理を行います。従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
生活相談員	生活相談、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助を行います。	常勤 1人以上
看護職員	利用者の健康状態の確認を行います。 利用者の病状が急変した場合に利用者の主治の医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	常勤 1人以上
介護職員	必要な日常生活の世話及び介護を行います。	常勤 1人以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行います。	1以上 (看護職員兼務)

(4) 同施設の設備の概要

定員	15名	食堂兼日常動作訓練室	1室
静養室	1室	相談室	1室
送迎車	1台		

3 サービス内容

第1号通所事業に係る計画に沿って、送迎、食事の提供、機能訓練その他必要な援助を行います。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 第1号通所事業の利用料

- ① 基本利用料 利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載された割合の額です。
また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

区分	基本利用料	利用者負担額		
		1割の額	2割の額	3割の額
要支援1 事業対象者	1月につき 18,789円	1,879円	3,758円	5,637円
要支援2 事業対象者	1月につき 37,839円	3,784円	7,568円	11,352円

② 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。利用者負担額は介護保険負担割合証に記載された割合の額です。

ア 加算の基準に適合しているものと市に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額			
			1割の額	2割の額	3割の額	
科学的介護推進体制加算	各種データを厚労省へ提出している場合	1月につき 418円	42円	84円	126円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援1 事業対象者	1月につき 919円	92円	184円	276円
		要支援2 事業対象者	1月につき 1,839円	184円	368円	552円
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合		1月につき 基本利用料に各種加算を加えた総額の10.5%			

(2) 地域区分別1単位の額

地域区分別(5級地)の1単位の額は10.45円です。

(3) その他の費用

- ① 送迎に係る費用は、通常の事業所の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、送迎に要する費用の実費をご負担していただきます。
通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり50円となります。
- ② 昼食費は、1食あたり760円です。(全額自己負担)
- ③ おむつ代、レクリエーションに係る費用は、自己負担となります。
- ④ 利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、実費をご負担していただきます。
- ⑤ 連絡帳袋代は、1枚あたり110円です。
- ⑥ サービス提供記録の複写分の交付に要する費用として実費をご負担していただきます。

(4) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前営業日17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までにご連絡がなかった場合	ご利用日当日分の昼食費 760円

(5) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が思わしくない場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用日の翌月の10日以降に利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求を受けた日から20日以内に、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ア 事業所窓口での現金払い
 - イ 事業者が指定する口座への振込み
 - ウ 利用者が指定する口座からの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、第1号介護予防支援事業を行う者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行います。

9 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

10 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	
-------------	--

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(4) 従事者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。

(5) サービス提供中に、当事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 業務継続計画の策定

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業を継続的に実施及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い次の措置を講じます。

(1) 従事者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

12 衛生管理

当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

また、感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

14 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制

① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下のとおりです。

(2) 苦情相談窓口

担当者	生活相談員 栗原 基史
電話番号	048-262-0126
受付日	月曜日から金曜日まで (国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)
受付時間	午前8時30分から午後5時まで

(3) 第三者委員 (福祉サービスの苦情解決制度)

当施設では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員 (福祉サービス調整委員) として選任し、地域住民の立場から当施設のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当施設への苦情やご意見を第三者委員 (福祉サービス調整委員) に相談することもできます。

名前	経歴	連絡先
すがわら ひろたか 菅原 啓高	・弁護士	【事務所】 048-240-0725
たはら ひろゆき 田原 浩之	・川口市民生委員児童委員協議会 理事 ・中央地区民生委員児童委員協議会 会長	048-222-4123
かさはら ひろし 笠原 博	・川口地区保護司会副会長	048-266-1883

第三者委員 (福祉サービスの苦情解決制度) を利用するには施設の担当者または本部事務局へご相談ください。始めに、苦情受付担当者が相談に応じます。

直接言いづらい、解決されないなど、施設と利用者との話し合いで解決できない問題について、この制度の利用を希望する場合、職員にその旨をお伝えいただくか、本部事務局へご相談ください。施設の担当者または本部事務局から第三者委員 (福祉サービス調整委員) へ連絡・調整をして、解決を図ります。

本部事務局	所在地	川口市大字赤井1055番地
	電話番号	048-229-3387

(4) 行政機関その他苦情受付機関

川口市福祉部 介護保険課	所在地	川口市青木2-1-1
	電話番号	048-258-1110
	電話受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	受付日	月曜日から金曜日 (国民の祝日・休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。)
埼玉県国民健康 保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	窓口受付時間	午前9時00分から午後4時30分
	所在地	さいたま市中央区大字下落合1704番
	電話番号	048-824-2568
	受付日	月曜日から金曜日 (国民の祝日・休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。)
	受付時間	午前8時30分から正午 午後1時から午後5時

令和 年 月 日

第1号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 川口市大字赤井1055番地
事業者名 社会福祉法人川口市社会福祉事業団
説明者 所属 川口市通所介護事業所「芝南れんげそう」
氏名 栗原基史 印

私は、契約書及び本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印